

「オンライン接見」の早期実現に向けた議論を求める会長声明

2023（令和5）年8月2日

福岡県弁護士会

会長 大神 昌 憲

現在、法務省の「刑事手続における情報通信技術の活用に関する検討会」（以下、単に「検討会」という。）において、被疑者・被告人との「ビデオリンク方式」による接見（以下「オンライン接見」という。）を刑訴訟39条1項の接見として位置付けることが検討対象となっている。

身体拘束されている被疑者・被告人の権利を保護するためには、一刻も早く接見を実施し、身体拘束の当初から弁護人の援助を受ける必要が高いことは言うまでもない。憲法は弁護人の援助を受ける権利を定め（34条）、これを受けて刑訴訟法39条1項は、弁護人が被疑者・被告人と立会人なく面会し、書類の授受ができるとする接見交通権を定めている。ITが進展している現代において、遠隔地にいる弁護人と被疑者・被告人とのビデオ会議システムを用いた対面、電子データ化された書類の授受を行うことなども、弁護人の援助をうける現実的な手法であって、オンライン接見も刑訴訟39条1項に含まれると解するべきである。したがって、オンライン接見は権利性を持つ制度として立法されるべきである。

今日においても、身体拘束された被疑者が、弁護人による援助を受ける前に、自白を強要されるような事態が多く存在しており、逮捕直後における迅速な接見を行う必要性は特に高い。対面による接見を速やかに行うことが重要であることは当然であるが、オンライン接見が可能となれば、弁護人が、被疑者に対し、対面による接見以前にいち早く権利告知や法的助言を行うことができ、被疑者の権利保護に資することとなる。また、オンライン接見は、被疑者・被告人からの緊急の接見要請への対応、比較的遠方の留置施設に被疑者・被告人が留置されている際の早期対応なども可能となり、より一層、被疑者・被告人の権利保護に資する。

いち早く当番弁護士に取り組んだ当会でも対面による接見の重要性は十分に理解されている。しかし、より早期の接見が可能となるだけでなく、当会においても、

筑豊地域の警察署で他の地域の弁護人が接見する場合（筑豊地域に所在する飯塚警察署は福岡市内から車で片道約1時間、田川警察署は福岡市内から車で片道約1時間20分）や弁護人が遠隔地の刑事施設での接見を余儀なくされる場合もあり、オンライン接見の必要性はいささかも減じられない。

弁護活動は被疑者・被告人との信頼関係を前提とし、先に指摘したようにオンライン接見によって緊急の接見要請に対応することが可能となれば、一層被疑者・被告人との信頼関係の確立にも資する。

したがって、オンライン接見を早期に実現する必要性は高い。

以上のとおりであるから、当会は、検討会に対し、オンライン接見が弁護活動に必要であって刑訴法39条1項の接見交通権の行使に含まれるものとして早期に実現するために議論を加速することを求める。

なお、オンライン接見が導入されたとしても、対面による接見の重要性・必要性がなくなるわけではないから、オンライン接見の導入により拘置所・拘置支所の統廃合が進められるようなことがあってはならないことを付言する。

以上